

# 常勤役員退職慰労金支給要領

公益財団法人航空機国際共同開発促進基金

## 常勤役員退職慰労金支給要領

### (目的)

第1条 この要領は、公益財団法人航空機国際共同開発促進基金の常勤役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (退職慰労金の支給基準)

第2条 常勤役員が非常勤となり又は退職し若しくは死亡したときは、退職慰労金を支給する。ただし、その役員が定款第39条第1項第一号の規定により解任されたときは、退職慰労金を支給しない。

2 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び役員に選任されたときは、退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

### (退職慰労金の額)

第3条 常勤役員に対する退職慰労金の額は、役員が退職した日に属する年俸の12分の1に相当する額に100分の12.5を乗じた額にその役員の在任期間の月数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、職務実績等を勘案して15%の範囲内で会長が増減することができる。

### (退職慰労金の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算し、暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数が生じたときは、1ヶ月とする。

### (退職慰労金の支給対象)

第5条 退職慰労金は、常勤役員が非常勤となり又は退職したときはその者に、死亡したときはその遺族に支給する。

### (退職慰労金の支払)

第6条 退職慰労金は、法令等に基づき退職慰労金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事由がある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支払う。

### (その他)

第7条 この要領の実施に関して必要な事項は、会長が決定する。

### 附 則

1 この要領は、平成14年11月1日に制定し、平成15年4月1日から適用する。

2 この要領は、平成22年3月15日に改正し、平成22年4月1日から適用する。

3 この要領は、平成24年3月15日に改正し、平成24年4月1日から適用する。